

夏休み期間中の放課後児童クラブの入会申請を受け付け

小学校の余剰教室などに支援員を配置し、放課後に児童を預かる児童クラブ(左表参照)の夏休み期間中の入会申請を受け付けます。

対象▼市内在住の小学生で、保護者の就労(日曜日を除く)週3日以上・午前8時～午後7時の間で4時間以上勤務や病気などにより、夏休み期間中に家庭で健全な育成が受けられないと認められる児童

申し込み▼5月10日(月)～31日(月)に、申請書類を直接ベテルギウス内(こども・青少年課へ)

※受付時間は午前9時～午後5時。5月17日(月)は休館。

申請書類▼入会申請書、児童健康等生活調査票、同意書、同居しているすべての父母および祖父母(入会日時時点で65歳以上の人を除く)の就労証明書など。新入会の場合は口座振替申込用紙、該当者は児童クラブ育成料減免申請書と証明書類も。

※申請書類は、同課と各児童クラブで配付するほか、市のホームページからダウンロードもできます(口

座振替申込用紙はダウンロード不可)。

※申請者には、7月上旬までに審査結果(承認、不承認、保留)を通知します。

※募集期間後も同課で申請できます

が、入会審査は募集期間内に申請した児童の審査後となります。

ベテルギウス内(こども・青少年課)でも・青少年育成係 ☎(260)5224 FAX(261)4900

子育て経験者が訪問します 家庭訪問型子育て支援ボランティア ホームスタート事業を「活用ください」

昨年4月から実施しているホームスタート事業は、「外出しづらい」「頼れる人が身近にいない」などの家庭を、研修を受けた地域の子育て経験者が「ホームビジター」として訪問するものです。

訪問は週に1回2時間程度で、2～3か月程度です。ホームビジターが親子の気持ちに寄り添いながら、話を聞いたり、一緒に育児や家事をします。また、公園や親子が集う交流の場などにも出掛けて、地域の人や子育て支援の場とつながるきっかけを作ります。

(264)5726へ要問い合わせ。 ※保育や家事代行はできません。 ※訪問中に得たプライバシー情報は、慎重に扱い、秘密は厳守します。

「ホームビジター」になって活動しませんか

対象▼子育て経験者(資格不問) 申し込み▼5月17日(月)までに電話で同法人ワーカーズコレクティブ・チャイルドケア ☎(同番号)へ。 ※全8日間のホームビジター養成講座(無料)への参加が必要です。

保健福祉センター(子育て支援) ☎(260)5618 FAX(264)0202

入会申請を受け付ける児童クラブ

中央林間児童クラブ	☎(276)3579
北大和児童クラブ	☎(276)8142
緑野児童クラブ	☎(276)5175
林間児童クラブ	☎(272)1919
大野原児童クラブ	☎(264)7830
大和児童クラブ	☎(264)3321
大和東児童クラブ	☎(262)3388
文ヶ岡児童クラブ	☎(264)7974
草柳児童クラブ	☎(263)0265
深見児童クラブ	☎(263)8983
柳橋児童クラブ	☎(264)7817
引地台児童クラブ	☎(261)1914
桜丘児童クラブ	☎(269)7339
福田児童クラブ	☎(269)7239
上和田児童クラブ	☎(268)8755
渋谷児童クラブ	☎(269)7340
下福田児童クラブ	☎(269)5216
(南林間小学校区) 学童保育レインボークラブ*1	☎(276)5525
(西鶴間小学校区) 西鶴間わんぱく児童健全育成クラブ*2	☎(276)5612

*1 NPOによる運営(市からの委託)
*2 父母会による運営(市からの委託)

デリバリー飲食店に補助金を交付

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食店ではデリバリーの強化など、ビジネスモデルの変更を求められています。そこで市は、デリバリーを実施している飲食店を応援するため、補助金を交付します。

補助対象▼紙媒体のデリバリーメニューの作成に要する経費、デリバリーメニューのポスティングに要する経費

対象▼次のすべてに該当する事業者

- ・市内に事業所を有している
- ・中小企業基本法に規定する中小企業者または個人事業主
- ・食品衛生法に基づく飲食店または喫茶店の営業許可を取得している

・飲食スペースを有する店内において、客の注文に応じ店内で調理した飲食料品を提供する事業者であり、支援金申請期間内にデリバリーを実施している

交付額▼上限20万円(経費の100割。千円未満切り捨て)

※申請・交付は、1事業者につき1回とします。

※国や県などの補助金等を受ける場合、この金額を除いた額を補助金対象経費とします。

申請期間▼来年2月28日(月)(必着)

補助金交付までの流れ

- ①市役所産業活性化課に事前相談
 - ②交付申請書、事業計画書、事業収支予算書、見積書の写しなど対象経費が確認できる書類、食品衛生法に基づく営業許可証の写しを直接または郵送で〒242-8601 市役所産業活性化課へ
 - ③交付決定
 - ④実績報告書や請求書などを提出
 - ⑤補助金交付
- ※交付申請書、事業計画書、事業収支予算書、実績報告書、事業収支決算書、請求書は同課で配布するほか、市のホームページからダウンロードもできます。
- ※郵送の場合は、封筒の表に「デリバリー店支援金申請書類在中」と朱書きしてください。



市役所産業活性化課商業活性化係 ☎(260)5134 FAX(260)5138

市職員(保育士)を募集

職務内容▼市立保育園および市内行政機関などにおける保育士業務およびその他の一般行政事務

採用時期▼10月1日付

募集人数▼若干名

応募資格▼昭和50年4月2日以降生まれで、保育士証が交付されている人または、9月までに交付される見込みの人

着(までに市のホームページから電子申請で。必要書類を〒242-8601市役所人財課へ郵送可)。

※受験案内は同課で配布するほか、市のホームページからダウンロードもできます。

第1次試験日▼6月20日(日) 申し込み▼5月25日(火)午後5時(必

市役所人財課人財育成係 ☎(260)5338 FAX(264)6074

介護予防セミナーを開催

内容▼①「食生活で磨く加齢変化に負けない体づくり」、②「正しい水分補給できていますか?知って防げる熱中症」

とき▼①5月20日(木)午後1時30分～3時、②6月3日(木)午後1時30分～3時

ところ▼いずれも渋谷学習センター

対象▼60歳以上の市内在住者

定員▼各先着①20人・②15人

講師▼市管理栄養士

申し込み▼5月6日(木)から電話で健康づくり推進課へ。



保健福祉センター健康づくり推進課地域保健活動係 ☎(260)5633 FAX(260)1156